

社会福祉法人 常光会
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人常光会（以下「常光会」という）定款第23条の規程に基づき、常勤役員の報酬の支給について定めることを目的とする。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、常光会が常勤の役員に対し、業務の対価として支払うものをいう。

(報酬の決定基準)

第3条 常勤役員報酬の決定基準については、職務実績、事業規模、収益状況、他の類似法人等と比較、検討し、適正な職務の対価として理事会の決議を経て、評議員会の決議によって定める。

(報酬の種類)

第4条 常勤役員の報酬は、役員報酬規程と職員給与規程とに区分する。

- 2 使用人兼務役員の場合は、業務内容により、役員報酬か職員給与か何れかによって支給する。
但し、特に区分の必要がないと認められる場合は役員報酬規程第5条により支給する。

(報酬)

第5条 常勤役員の月額報酬は、理事会の決定により、以下の範囲とし、支給額は全理事が理事長に一任する。

理事長	1,500,000 円以内
常務理事	1,000,000 円以内
常勤役員	800,000 円以内

(賞与)

第6条 役員賞与は常勤役員に支給するもので6ヶ月以内の事業実績が顕著な場合に、理事会の承認を得て、職員規程と同様の算出により理事長が支給する。

(役員の出張旅費)

第7条 役員の出張については下表により、活動に必要な日当を支給する。
但し、海外出張の場合は、別途算出し、それを理事長が支給する。

- 2 役員の出張に係る交通費・宿泊費・参加費等については実費分を支給する。

区分	日当	交通費・宿泊費・参加費等
理事長	40,000	実費分
常勤役員	30,000	
非常勤役員	20,000	

(役員会議等の費用弁償)

第8条 当会の理事、監事、評議員が定期及び臨時の役員会に出席した場合は、以下の日当と必要に応じ食事を支給する。

区分	日当
理事長	4,000
常勤役員	4,000
非常勤役員	4,000

- 2 上記日当には交通費の弁償が含まれる。

(報酬等の支払方法)

第9条 報酬は、毎月15日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)に支給する。

- 2 賞与は、毎年6月及び12月に支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割り計算)

第10条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(重複支給の防止)

第11条 常勤役員が所属する事業所で開催される役員会等に出席した場合は、報酬及び実費弁償は支給しない。

(協議事項)

第12条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議し、評議員会の決議を経て決定するものとする。

附則

本規程は、平成27年4月1日から施行する。

本規程は、平成28年3月23日開催の理事会の議決を受け平成28年4月1日より一部改定する。

本規程は、平成29年度第4回理事会及び平成29年度第3回評議員会の議決を受け平成30年4月1日より一部改定する。